

浄化槽できれいな川を



大牟田市
一般財団法人 有明環境整備公社

大牟田市内の河川は どのくらい汚れているのでしょうか？



資料：福岡県環境部環境保全課
大牟田市環境部環境保全課



BOD (生物化学的酸素要求量) とは？

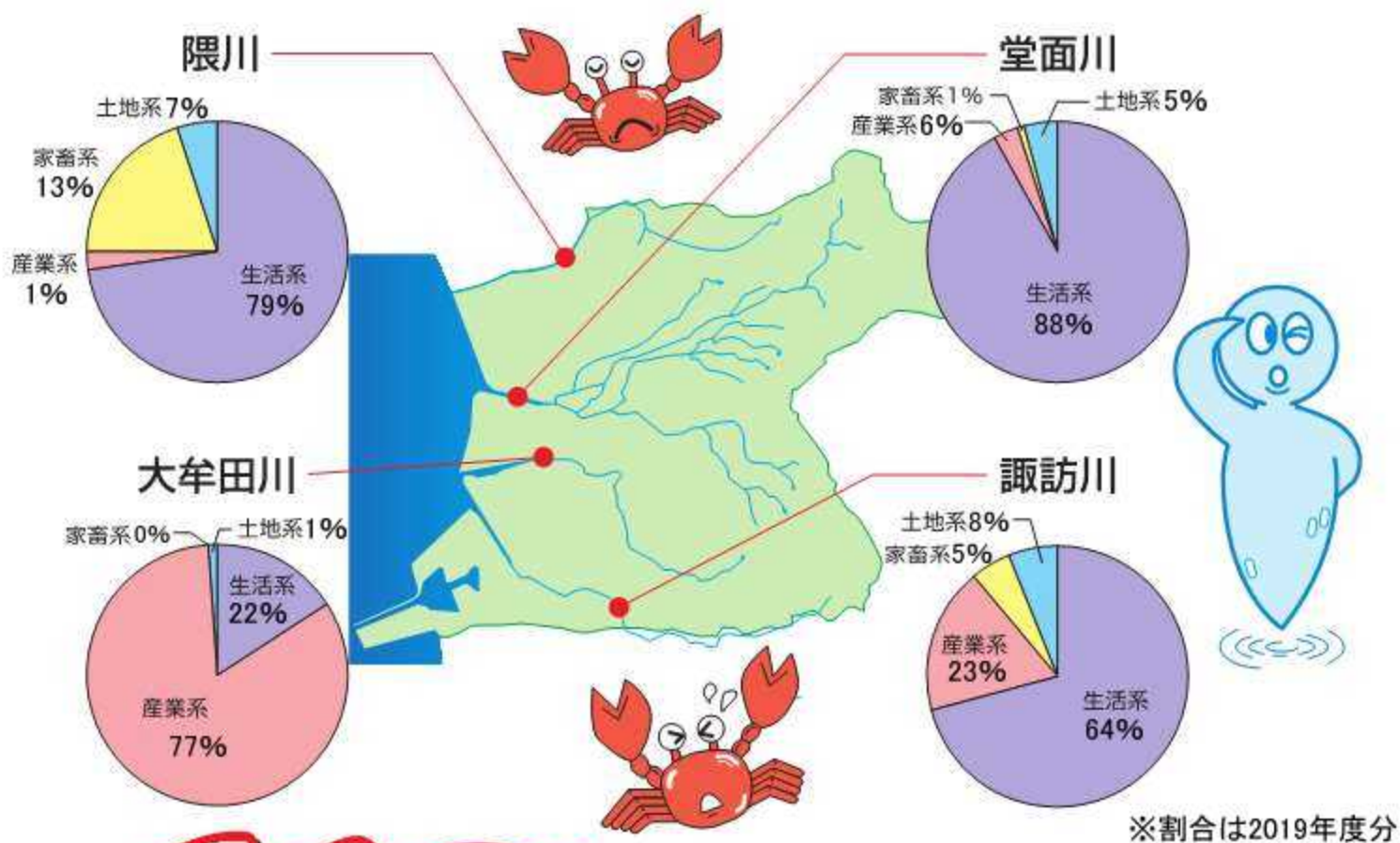
水中の汚れを細菌が食べて分解するのに必要な酸素の量(mg/ℓ)で表します。BODは、水の汚れ具合を判断するときに利用します。数値が大きいほど、汚れていることになります。魚がすむことができるBODの数値は5mg/ℓくらいまでです。



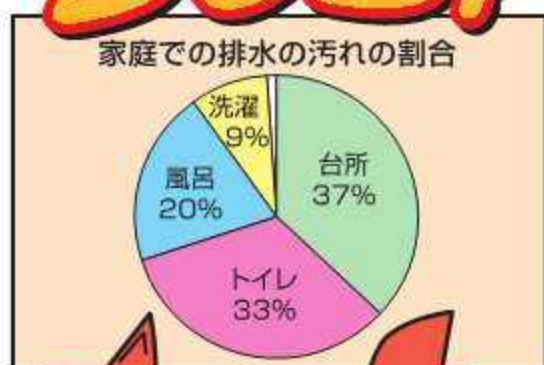
大牟田市の河川は、いずれも長さ・水量とも小さく、汚れやすい河川です。そのため、少しの汚れでも汚染が進み、魚や生物がすめなくなります。

河川などを汚す原因は・・・？

大牟田市内に流れている河川で、汚れの原因を調べると・・・



SOS!



- 工場地帯を流れる大牟田川を除くと、河川などが汚れている原因の約70%以上が生活雑排水です。

※生活雑排水とは…
風呂、台所、洗濯などに使用した汚れた水のことです。



ほくらがすすめるきれいな川にもどしてね!



河川が汚れている原因を、大牟田市内の河川で調べてみると、大牟田川を除く三つの河川では、汚れの約7割以上が生活系のものであり、その中でも台所やお風呂、洗濯などに使用した生活雑排水の汚れが多くを占めています。

汚れている台所の排水を流すと・・・!

河川などには、汚れた水を流してもきれいにもどろうとする力があります。
しかし、その力にも限界があります。

毎日、台所の流しから捨てられるみそ汁などがどれだけ汚れているか、汚
れの数値BODで表すと下図のようになり、魚がすめる水にもどすためには、
大変な量の水で薄めなければならないことがわかります。

(魚がすめる水の目安: 5mg/ℓ)

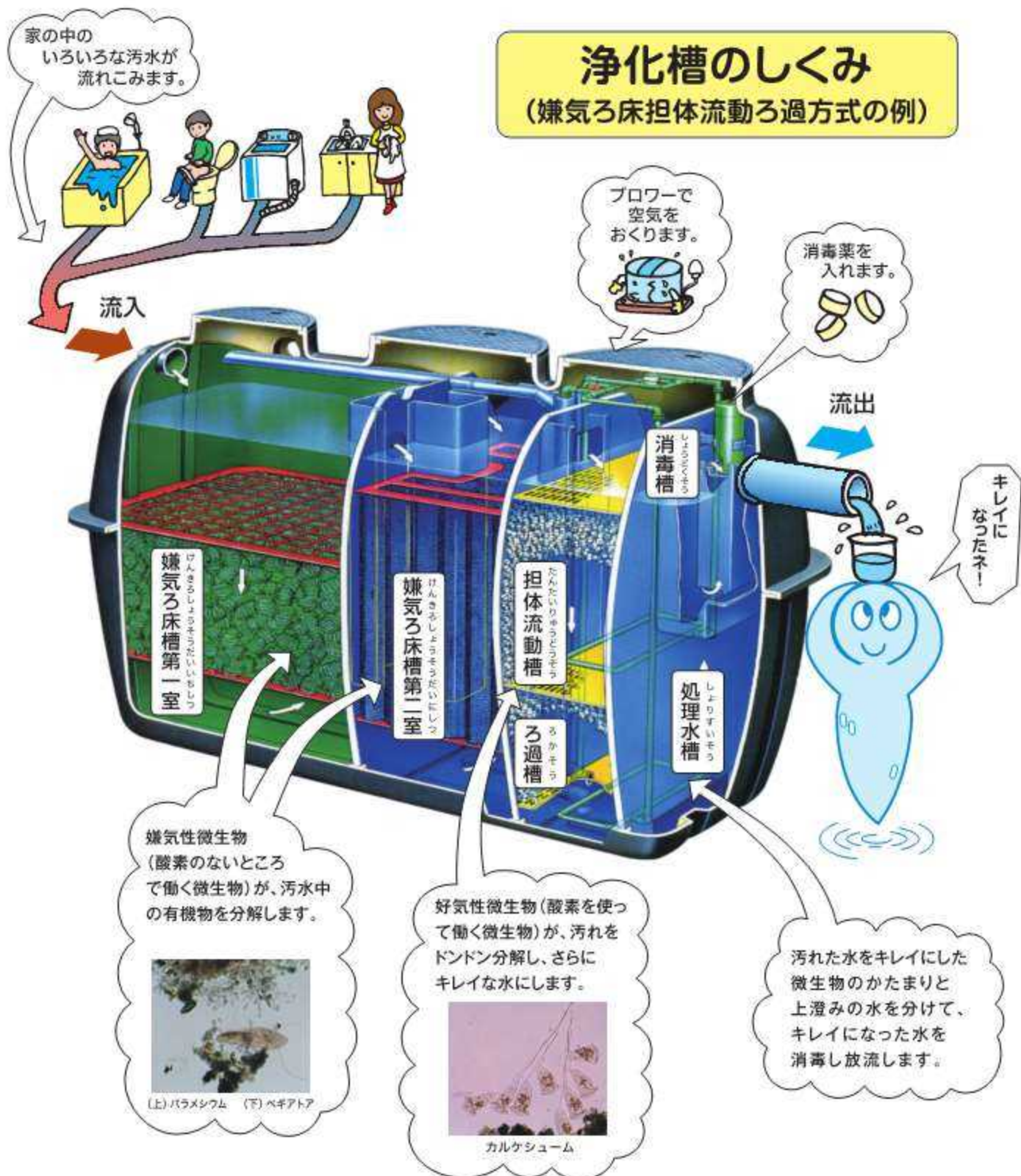
汚れのもとを捨てたら	汚れの数値 (BOD)	魚がすめる 水にするためには 10ℓバケツで.. 
みそ汁 1杯分 (200ml) 	35,000mg/ℓ	 140杯分
牛乳 1本 (200ml) 	78,000mg/ℓ	 312杯分
しょう油 スプーン1杯 (10ml) 	150,000mg/ℓ	 30杯分
天ぷら油 なべ半分 (500ml) 	1,000,000mg/ℓ	 10,000杯分



浄化槽で快適な暮らしを!!

浄化槽は、トイレの水洗化をはじめ、河川などを汚す原因である生活雑排水もきれいにする、地球にとってもやさしい設備です。

また、下水道と同じ性能を持ち、下水道の使用できない地域での生活排水対策としてその役割はますます大きくなっています。



浄化槽の設置には補助制度があります!

補助制度

浄化槽を設置する場合は補助制度があります。

(1) 新築または建て替えに伴う補助制度の場合

- ・下水道事業計画区域以外の地域
- ・処理対象人員50人以下の浄化槽

補助金の限度額 (令和3年度現在)

算定人員(人)	補助金額(円)
5	332,000
6	373,000
7	414,000
8	458,000
9~10	548,000
11~15	743,000
16~20	939,000
21~25	1,205,000
26~30	1,472,000
31~40	1,754,000
41~50	2,037,000

浄化槽工事

浄化槽工事は、福岡県の届出・登録を受けた工事業者以外はできません。



補助金に関するお問い合わせ
大牟田市環境部環境業務課浄化槽担当 TEL 0944-41-2720

補助金額はどのくらいかなア?!



(2) 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の転換に伴う補助制度の場合

- ・下水道事業計画区域以外の地域
- ・自己が所有し、かつ居住する住宅に設置
- ・既存建物の汲み取り便槽又は単独浄化槽を合併浄化槽に切り替える場合
(新築家屋に設置される場合は対象外)
- ・処理対象人員10人以下の浄化槽

補助金の限度額 (令和3年度現在)

算定人員(人)	補助金額(円)
5	647,000
6	739,000
7	831,000
8	930,000
9~10	1,133,000

(3) 転換に伴う単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去・処分する場合

補助金の限度額 ※(2)の補助金に上乗せされます。

区分	補助金額(円)
単独処理浄化槽を撤去・処分	90,000
配管設置工事	210,000
くみ取り便槽を撤去・処分	60,000
配管設置工事	140,000

浄化槽には維持管理が必要です!

浄化槽は、微生物の働きによって、汚水をきれいにします。浄化槽の中で、微生物が働きやすいように、環境をつくるのが大切です。その環境づくりを維持管理といい、保守点検と清掃の2つの作業があります。

保守点検

浄化槽は「生き物」です。人と同じように日頃の健康管理が大切です。この健康管理を保守点検といいます。

微生物が元気に働くように機械などの点検や水質検査をします。



清掃

汚れを食べた微生物が集まって汚泥になります。汚泥が増えすぎると浄化槽がうまく働かなくなります。

この汚泥を抜き取ったり、調整することを清掃といいます。

年1回以上の清掃が必要です。



維持管理を適切におこなわないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因となってしまいます。

法定検査

- 法定検査は、浄化槽の健康診断です。県知事の指定を受けた検査機関が、責任を持って行います。
- 法定検査は、浄化槽を使い始めて3ヶ月後に行う検査とその後1年に1回行う検査があります。
- 浄化槽を大切に使うために、必ず法定検査を受けなければなりません。



保守点検・清掃をしない、または定められた基準に従わない場合や、法定検査を受検しない者は、浄化槽法に基づき、罰則の対象になる場合があります。

浄化槽を大切に!!

浄化槽は「生きもの」です。やさしく使いましょう。



トイレの水は
決められた量を
流してネ。



食べ物の残りや
天ぷら油などは
流さないでネ。



便器のそうじに
塩酸などの薬品を使わないでネ。
微生物が死んだり、弱ったりします。



送風機(ブローア)などの電源を
切らないでネ。
微生物が死んじゃうよ。



洗濯などの洗剤は、
決められた量を使ってネ。

くわしいことは
浄化槽の維持管理に
来ている業者が
お話しします。
だから、安心だよ!!



浄化槽についてのお問い合わせは

大牟田市環境部環境業務課 ☎ 0944-41-2720

一般財団法人 有明環境整備公社 ☎ 0944-52-4466